



目次

第25回定時株主総会招集ご通知	1頁
株主総会参考書類	6頁
事業報告	14頁
連結計算書類	41頁
計算書類	43頁
監査報告	45頁

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

第25回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)5名選任の件

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後6時まで

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社の第25回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、「従業員の心と体の健康保持・向上」と「就業上の課題を持つ従業員の支援」への投資が企業の成長戦略の実現性を高めることになるとの考えの下、顧客企業の皆様が「従業員の元気」と「企業価値の向上」の実現を目指すウェルビーイング経営への取り組みをサポートするための商品及びサービスを提供しております。

また、この領域でのトップランナーとしてさらなる成長を目指し、メンタリティマネジメント事業につきましてはメンタル面だけでなくフィジカル面も含む総合的な健康経営支援事業に、就業障がい者支援事業につきましては仕事と傷病のほか出産・育児・介護等の課題との両立支援事業に事業エリアを拡大しております。

2021年5月に「中期経営計画2023」を策定以降、約2年間にわたり、その実現に向けた取り組みを推進いたしました。「中期経営計画2023」は、“ウェルビーイング領域におけるNo.1プラットフォームへ”を計画の骨子とし、社内外の人事関連データや各種サービスを結び付けることのできる「アドバンテッジウェルビーイングDXP」を軸に、顧客企業への複数サービス提供の総合提案営業を推進し、ウェルビーイング関連の事業領域におけるソリューション提供のリーディングカンパニーとなることを目指しております。

2022年3月期に発生した新「アドバンテッジ タフネス」への切り替え負荷やコロナ禍による営業活動停滞の影響が大きく、新規契約の獲得やソリューション売上の回復に遅れが生じましたが、「中期経営計画2023」で掲げている考え方には変更はなく、企業の人的資本経営推進あるいは健康経営対応ニーズが高まっていると認識しており、こうしたビジネスチャンスを着実に捕捉し、更なる企業価値の向上と持続的な成長の実現に努めてまいります。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えすべく、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」の下、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念の実現に向け、さらなる挑戦を続けていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長

鳥越 慎二

証券コード 8769
 2023年6月8日
 (電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株主各位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
 代表取締役社長 鳥越 慎二

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2023年6月27日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2 場 所	東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館2階「サンライト」 (裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第25期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第25期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件</p>

4 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

（本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。）

当社ウェブサイト

<https://www.armg.jp/ir/other/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アドバンテッジリスクマネジメント」又は「コード」に「8769」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

5 招集にあたっての決定事項（議決権行使等についてのご案内）

- (1) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

以上

【株主総会にご出席の株主様へ】

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・当日は、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

- ・会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りいたします。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

2. 郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時到着分まで

3. インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください（次頁をご参照）。

スマートフォンをご利用の場合、議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用二次元コード」を読み取ることにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使いただくことができます。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時まで

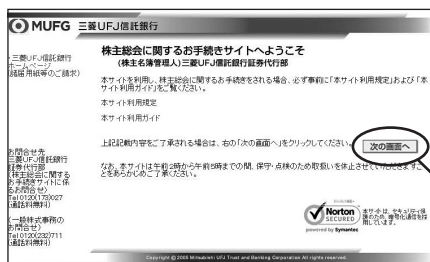
インターネット等による議決権行使について

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



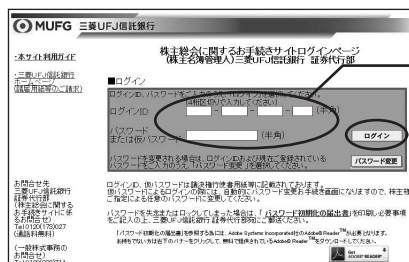
① 議決権行使サイトへアクセス



クリック

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

② ログインする



① 入力

② クリック

議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックして下さい。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

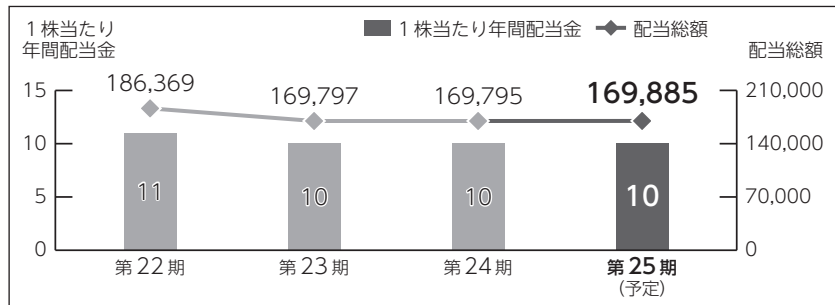
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 **10** 円
配当総額 **169,885,490** 円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日 (木曜日)

<ご参考>
**1株当たり年間配当金の
推移**
(単位：円)
配当総額の推移
(単位：千円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任の社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 <small>とりごえ しんじ</small> 鳥越 慎二	代表取締役社長 社長執行役員 内部監査部、人事企画部、健康管理室管掌	17回／17回
2	再任 <small>すみだ けんすけ</small> 住田 健介	取締役 上席執行役員 メンタリティマネジメント事業部門管掌	12回／12回
3	再任 <small>えはら とおる</small> 江原 徹	取締役 上席執行役員 エンタープライズ・ミドルマーケット事業部門、LTD・両立支援事業部門管掌 (兼) リスクファイナンスング本部長	12回／12回
4	再任 <small>あまだ たかゆき</small> 天田 貴之	取締役 上席執行役員 コーポレート部門管掌 (兼) 経営管理本部長	12回／12回
5	新任 <small>いわさ あけみ</small> 岩佐 朱美 独立 社外	—	—

候補者番号

1

とり 鳥
ごえ 越
しん 慎
じ 二

再任

(1962年8月15日生)

所有する当社の株式数

4,115,000株

取締役会出席状況

17回/17回

■略歴

- 1994年11月 株式会社アドバンテッジパートナーズ
パートナー
- 1995年1月 株式会社アドバンテッジインシュア
ランスサービス設立、代表取締役社長
- 1999年3月 当社設立、代表取締役社長
- 2004年3月 株式会社フラッグアドバンテッジ（現
株式会社ARM総合研究所）代表取締
役社長（現任）
- 2008年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員
（現任）
- 2021年4月 リソルライフサポート株式会社社外取
締役

■当社における地位及び担当

代表取締役社長
社長執行役員
内部監査部、人事企画部、健康管理室管
掌

■重要な兼職の状況

株式会社ARM総合研究所代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

鳥越慎二氏は、当社グループの創業以来、代表取締役社長としてグループ事業の発展を牽引してきた豊富な経験・実績と卓越した見識を有しております。今後も経営の指揮を執り、当社の持続的な成長と企業価値の増大を実現する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

すみ だ けん すけ
住 田 健 介

再任

(1968年8月24日生)

所有する当社の株式数

3,900株

取締役会出席状況

12回/12回

■略歴

1991年4月 株式会社リクルート入社
 2001年10月 同社マネージャー
 2005年4月 同社ゼネラルマネージャー
 2013年4月 当社入社 事業開発推進部長
 2017年4月 当社執行役員
 2020年6月 当社上席執行役員（現任）
 2022年6月 当社取締役（現任）

■当社における地位及び担当

取締役
 上席執行役員
 メンタリティマネジメント事業部門管掌

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

住田健介氏は、長年にわたる大手人材会社での勤務を経て当社に入社、以来、一貫してメンタリティマネジメント事業に携わり、2017年に執行役員に就任以降は、同事業部門の業務全般を統括してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

え はら
江 原

とおる
徹

再任

(1961年1月14日生)

所有する当社の株式数

3,300株

取締役会出席状況

12回/12回

■略歴

1983年4月 アメリカンファミリー生命保険会社
(現アフラック生命保険株式会社)
入社
2005年8月 同社執行役員
2011年7月 株式会社ライフプラザパートナーズ
入社
2013年3月 株式会社フィナンシャル・エージェ
ンシー執行役員
2016年11月 当社入社 執行役員
2020年6月 当社上席執行役員(現任)
2022年6月 当社取締役(現任)

■当社における地位及び担当

取締役
上席執行役員
エンタープライズ・ミドルマーケット事
業部門、LTD・両立支援事業部門管掌
(兼) リスクファイナンス本部長

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

江原徹氏は、長年にわたる大手生命保険会社あるいは総合保険代理店などでの勤務を経て当社に入社、以来、執行役員としてLTD事業部門の業務全般を統括してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あま だ たか ゆき
天 田 貴 之

再任

(1968年4月17日生)

所有する当社の株式数

12,400株

取締役会出席状況

12回/12回

■略歴

- 1992年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2000年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社
- 2012年10月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社入社
- 2013年11月 株式会社ネクストジェン入社
- 2014年6月 同社取締役執行役員
- 2020年4月 当社入社 経営管理本部長
- 2020年11月 当社執行役員
- 2021年4月 リソルライフサポート株式会社社外取締役
- 2021年6月 株式会社ARM総合研究所取締役（現任）
- 2021年10月 当社上席執行役員（現任）
- 2022年6月 当社取締役（現任）

■当社における地位及び担当

- 取締役
- 上席執行役員
- コーポレート部門管掌
（兼）経営管理本部長

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

天田貴之氏は、大手金融機関あるいは投資会社などでの勤務を通じて投融資、財務などの業務に精通しており、当社に入社以来、経営管理本部長、執行役員として成長戦略、アライアンス、資本政策、IRなど広範囲にわたる経営戦略の策定を推進してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

いわ さ あけ み
岩 佐 朱 美

新任 独立 社外

(1962年3月19日生)

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

—

■略歴

1985年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社
2016年6月 同社コマース事業 事業部長
2017年12月 株式会社イズミ入社 執行役員
2018年5月 同社未来創造推進本部長
兼 チーフデジタルオフィサー
2019年2月 同社顧問
2019年6月 アマゾンジャパン合同会社入社
2019年7月 同社ファッション事業部長
2021年2月 Man to Man 株式会社入社
最高デジタル責任者
兼 戦略推進担当(現任)

■当社における地位及び担当

—

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩佐朱美氏は、長年にわたりソフトウェア製品の法人向け営業やその組織運営業務に携わるとともに、デジタル・マーケティング領域の事業責任者を務めるなど、法人営業・マーケティングに関する豊富な経験を有しております。その知見と経験に基づいた幅広い見地から、執行を行う経営陣から独立した客観的かつ中立な立場で、当社取締役会において有効な提言、助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務の執行を適切に遂行できるものと判断しております。

■各候補者についての事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩佐朱美氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
3. 岩佐朱美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は事業報告の26頁に記載のとおりであります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の27頁に記載のとおりであります。

以上

事業報告

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和に伴い、日常生活や経済活動が徐々に正常化へ向かう中、景気の緩やかな持ち直しがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇等により、引き続き先行きは不透明な状況となっております。

このような経済環境の下、当社は、2021年5月に策定した「中期経営計画2023」(2021年度～2023年度)の実現に向けた取り組みを推進いたしました。「中期経営計画2023」につきましては、“ウェルビーイング領域におけるNo.1プラットフォームへ”を骨子とし、従来の事業ドメインを内包するウェルビーイング関連領域(*)において実効性のある課題解決策をSaaSにて展開し、既存事業の深掘りとドメイン拡大を進めることにより、同領域におけるソリューション提供のリーディングカンパニーを目指すことを基本方針としております。具体的には、(1) DXプラットフォームの展開、(2) BtoBtoE領域への進出、(3) 資本提携・オープンイノベーションの加速、(4) 人材育成強化・健康経営推進、(5) ITケイパビリティの強化を重点テーマとして各種施策を実施し、顧客企業の生産性向上を通じた「企業価値の向上」と「従業員の元気」の実現を経営ビジョンとした事業活動を展開いたします。

当連結会計年度におきましては、「中期経営計画2023」のコア商品である「アドバンテッジウェルビーイングDXP」(**)を軸に顧客企業への複数サービス提供の総合提案営業を引き続き推進し、ウェルビーイング関連の事業領域の拡大に取り組みました。

(*) 当社事業における心身の健康、従業員の成長、リスクの予防と発生時の支援、
両立支援、福利厚生、余暇支援、会社との一体感醸成等の業務領域

(**) ストレスチェック義務化対応プログラム「アドバンテッジタフネス」による調査結果や健康診断結果など心身の健康データや、勤怠・休業等の人事労務情報を集約し、ダッシュボードでの見える化、データ分析、課題抽出、効果的なソリューションの提案を行うデータマネジメントプラットフォーム

当連結会計年度の売上高につきましては、各事業が堅調に推移し、増収となりました。費用面につきましては、各事業の成長戦略に基づくシステム投資や事業拡大に伴う人員採用などにより、経費負担が増加いたしました。売上高が伸長したことにより増益となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は6,405百万円（前期比10.6%増）、営業利益は553百万円（前期比56.8%増）、経常利益は534百万円（前期比47.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は377百万円（前期比87.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、昨年度に刷新した新「アドバンテッジ タフネス」について、既存顧客の旧プログラムからの切替え対応を完了するとともに、新規顧客の獲得に注力いたしました。また、従業員向けダッシュボードにおけるレコメンデーション機能提供、人事労務担当者用及び産業保健スタッフ用ダッシュボードにおけるクロス分析機能拡張等のバージョンアップを行った「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」、ならびに組織改善のPDCAを加速するパルスサーベイシステム「アドバンテッジ p d C a (ピディカ)」の導入を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、「アドバンテッジ タフネス」の売上高が堅調に推移したほか、コロナ禍で低迷していたソリューション商品の販売が企業の人事・経営課題解決ニーズも捉え伸長いたしました。また、企業の産業保健体制を構築支援する「健診管理システム」および「産業医・保健師サービス」におきましても新規契約が堅調に推移いたしました。費用面につきましては、「アドバンテッジ タフネス」など既存サービスの改良や中期経営計画実現に向けた「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」「アドバンテッジ p d C a (ピディカ)」の開発に伴う償却費負担の増加、今後の事業展開を見据えた人的投資等により経費負担が増加いたしました。売上高が伸長したことにより増収増益となりました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は4,689百万円（前期比8.6%増）、セグメント利益は718百万円（前期比8.4%増）となりました。

(就業障がい者支援事業)

当事業におきましては、引き続き、新たな連携先との関係構築及び既存連携先との関係深化によるGLTD (Group Long Term Disability: 団体長期障害所得補償保険) の新規顧客開拓に取り組みました。また、会社と傷病休のほか産休・育休・介護休業等により休業中の従業員を繋ぐ休業者管理支援クラウドサービス「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」について、2022年4月から段階的に施行された育児・介護休業法改正への対応を図りつつ営業活動を展開しました。

当連結会計年度の売上高につきましては、GLTD販売は新規顧客の獲得が堅調に推移し増収となりました。「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」は育児・介護休業法改正への対応ニーズが追い風となり新規契約が増加、また、休業者の職場復帰をサポートする両立支援プログラム「eRework」の新規契約も増加いたしました。費用面につきましては、システム関連費用が増加し前期比で増加となったものの、売上高が伸長し大幅な増益となりました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は1,375百万円(前期比19.8%増)、セグメント利益は274百万円(前期比156.2%増)となりました。

(リスクファイナンス事業)

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は新規大型団体の契約を獲得したことにより前期比で増収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制を維持することによりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンス事業の売上高は341百万円(前期比4.4%増)、セグメント利益は276百万円(前期比8.3%増)となりました。

セグメント毎の売上高につきましては、次のとおりであります。

事業の名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
メンタリティマネジメント事業	4,317百万円	4,689百万円	8.6%
就業障がい者支援事業	1,147百万円	1,375百万円	19.8%
リスクファイナンス事業	327百万円	341百万円	4.4%
合計	5,792百万円	6,405百万円	10.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,009百万円で、その主なものは、ソフトウェアを中心としたメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業への投資です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

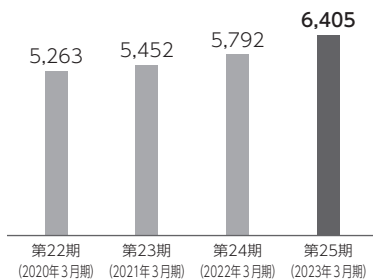
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (2022年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	5,263	5,452	5,792	6,405
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	639	496	201	377
1株当たり当期純利益 (円)	37.74	29.25	12.07	22.64
総 資 産 額 (百万円)	5,474	5,866	5,678	5,960
純 資 産 額 (百万円)	3,373	3,692	3,425	3,639
1株当たり純資産額 (円)	194.83	214.45	202.42	215.14

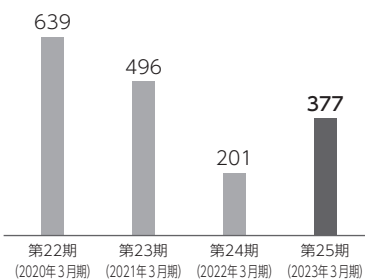
売上高

(単位：百万円)



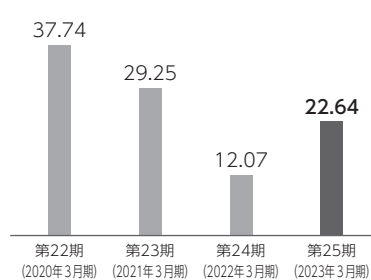
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



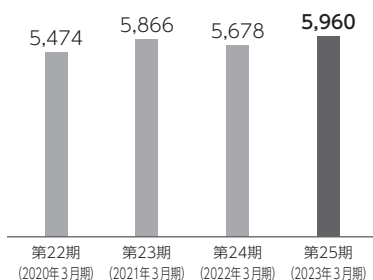
1株当たり当期純利益

(単位：円)



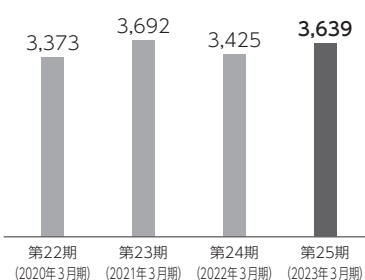
総資産額

(単位：百万円)



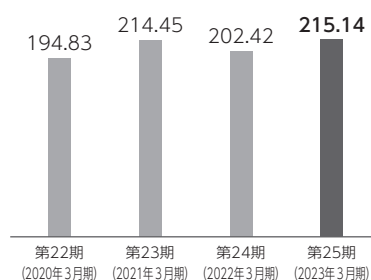
純資産額

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年 3 月期)	第 23 期 (2021年 3 月期)	第 24 期 (2022年 3 月期)	第 25 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	5,277	5,467	5,807	6,421
当 期 純 利 益 (百万円)	636	491	191	380
1 株当たり当期純利益 (円)	37.55	28.99	11.44	22.84
総 資 産 額 (百万円)	5,447	5,834	5,637	5,922
純 資 産 額 (百万円)	3,343	3,657	3,380	3,597
1 株当たり純資産額 (円)	193.05	212.41	199.72	212.63

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 A R M 総 合 研 究 所	10百万円	100.0%	メンタリティマネジメント事業

(4) 対処すべき課題

< 全社 >

当社グループは、「企業に未来基準の元気を！」というコーポレートメッセージの下、人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」をみなさまと共に創り出すことをミッションとしております。

少子高齢化による労働人口の減少やコロナ禍による働き方の多様化など、組織と個人を取り巻く環境が大きく変化しており、従業員一人ひとりが仕事に“やりがい”を感じ、個人の持てる能力を最大限に発揮しながら心身ともに健康でいられること、それによって企業の生産性が向上し、組織が活性化していくことが重要だと考えております。

このような環境下において、競合他社の商品やサービスとの差別化を図り、顧客企業の皆様に対して、生産性の向上を通じた企業価値の向上と、企業で働く従業員の真のウェルビーイング*の実現を支援することで、優位性を確保していくことが重要な課題と考えております。この課題に対応するため、「中期経営計画2023」のコア商品であるSaaS型クラウドサービス「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」を軸に、ウェルビーイング関連の事業領域における課題解決ニーズに対応した様々なソリューションを提供することで、“ウェルビーイング領域におけるNo.1 プラットフォーマー”の地位確立を目指してまいります。

*当社の考えるウェルビーイングとは：肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態

メンタリティマネジメント事業、就業障がい者支援事業及びリスクファイナンス事業の対処すべき課題は、以下のとおり考えております。

<メンタリティマネジメント事業>

主にメンタル不調者の発生予防や高ストレス者に向けたメンタルヘルスケアといったダウンサイドのアプローチから、組織や個人へのエンゲージメント向上施策といったポジティブサイドのアプローチまで、メンタルヘルス・エンゲージメントにまつわるサービスを扱う事業として推進しております。競合企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) 企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応する「アドバンテッジタフネスシリーズ」の安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえたうえで、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2) 大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催を始めとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3) ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4) 効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制のさらなる効率化に取り組んでまいります。

5) 人事課題解決型プラットフォームの構築

従業員の心身の健康状態や人事労務情報についての各種ビッグデータを分析し、分析結果に基づいて組織・従業員個人のパフォーマンス向上を図ることにより企業の健康経営を実現する人事課題解決型「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」の構築・提供を進めてまいります。

<就業障がい者支援事業>

競合他社との差別化を意識した商品開発および代理店業務としての品質改善を継続的に行っ

ておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) 新規顧客の獲得の強化

GLTD (Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険) に注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第4類団体（共通目的を持つ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

2) 新たな優位性の確立

GLTDの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

3) 休業者管理支援システムの新規顧客開拓

GLTDの付帯サービスとして提供していた休業者管理業務支援システムを改良、刷新し、会社と休業中の従業員を繋ぐクラウドサービスとして商品化した休業者管理支援システム「ADVANTAGE HARMONY (アドバンテッジハーモニー)」の利用顧客拡大が重要な課題と考えております。

<リスクファイナンス事業>

当該事業は、成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要商品・サービス
メンタリティマネジメント事業	企業向けメンタルヘルス対策プログラムの提案・運用、EQ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用、産業医療保健師サービス、健康経営推進支援
就業障がい者支援事業	GLTDの代理店業、就業障がい者復職支援、休業者管理支援システムの提供
リスクファイナンス事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

当社	本社：東京都目黒区 大阪支店：大阪市北区 名古屋支店：名古屋市中区
株式会社ARM総合研究所	本社：東京都目黒区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	206 (23)名	7名減 (6名減)
就業障がい者支援事業	72 (20)名	1名減 (4名増)
リスクファイナンス事業	9 (2)名	— (—)
全社(共通)	104 (13)名	26名増 (3名増)
合計	391 (58)名	18名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383 (58)名	18名増 (1名増)	37.9歳	5.8年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社第四北越銀行	20百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,500,000株
- ② 発行済株式の総数 17,280,200株（自己株式291,651株を含む）
- ③ 株主数 3,574名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鳥越 慎二	4,115,000株	24.2%
笹沼 泰助	2,685,700株	15.8%
S I X S I S L T D .	1,346,700株	7.9%
フォルソム タ起子	1,040,000株	6.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	765,000株	4.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	743,500株	4.4%
株式会社 B I R D E X	394,800株	2.3%
鈴木 木 貴	381,800株	2.2%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	308,200株	1.8%
前波 範彦	260,700株	1.5%

- (注) 1. 当社は、自己株式を291,651株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、小数点第二位を四捨五入して表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2022年7月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2022年8月19日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して自己株式9,000株の処分を行っております。

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥 越 慎 二	ミドルマーケット開発本部、内部監査部、健康管理室管掌	株式会社ARM総合研究所代表取締役社長
取締役 上席執行役員	住 田 健 介	メンタリティマネジメント事業部門管掌 (兼) 事業推進本部長	—
取締役 上席執行役員	江 原 徹	エンタープライズ営業部門、LTD・両立支援事業部門管掌	—
取締役 上席執行役員	天 田 貴 之	コーポレート部門管掌 (兼) 経営管理本部長	—
取締役	余 田 拓 郎	—	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
取締役 (常勤監査等委員)	堀 越 直	—	—
取締役 (監査等委員)	寺 原 真 希 子	—	弁護士法人東京表参道法律会計事務所共同代表 日本フェイウィック株式会社社外取締役 イオンリート投資法人監督役員
取締役 (監査等委員)	須 田 宏 一	—	—

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役余田拓郎氏並びに取締役(監査等委員)堀越直氏、寺原真希子氏及び須田宏一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)堀越直氏は、株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)に1973年4月から2005年3月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)寺原真希子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、情報収集の充実及び内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高めるため、堀越直氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は取締役余田拓郎氏並びに取締役(監査等委員)堀越直氏、寺原真希子氏及び須田宏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 2023年4月1日以降の取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりです。

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥越 慎二	内部監査部、人事企画部、健康管理室管掌	株式会社ARM総合研究所代表取締役社長
取締役 上席執行役員	住田 健介	メンタリティマネジメント事業部門管掌	—
取締役 上席執行役員	江原 徹	エンタープライズ・ミドルマーケット事業部門、LTD・両立支援事業部門管掌 (兼) リスクファイナンス本部部長	—

8. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役4名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は5名おり、坂本要、鶴純也、吾郷真治、平居秀朗及び藤本方久の各氏で構成されております。
9. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役として紅林優光氏（紅林公認会計士事務所代表）が選任されております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
森 光 威 文	2022年6月28日	任期満了	取締役 社長付
江 幡 真 史	2022年6月28日	任期満了	社外取締役 東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部教授
縫 田 駿 一	2022年6月28日	任期満了	監査役
林 隆 夫	2022年6月28日	任期満了	社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査等委員である取締役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。また、同日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会を新設し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図るとともに、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を以下のとおり改定いたしました。

1) 基本方針

- イ. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決定された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬規程(以下、「内規」という)に従って役位等により年間報酬の範囲を定める。執行取締役の報酬は、月額報酬、基本賞与、業績賞与および譲渡制限付株式報酬に関する指名報酬委員会への諮問を経て、社長執行役員が提案し、取締役会で決定する。社外取締役の報酬は、社長執行役員が提案し、取締役会で決定する。
- ロ. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役(監査等委員)報酬規程に従って役位等により年間報酬の範囲を定め、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- ハ. 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、独立した立場で当社経営に対する監督および助言を行うという職務に鑑み、月額報酬のみとする。

- 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額報酬とし、執行取締役については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職務範囲、過去3年の実績および会社の過去3年の実績（計画比及び成長率等）を考慮して決定する。社外取締役および監査等委員である取締役については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職務範囲を考慮して決定する。

- 3) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等に対する金銭報酬・業績連動報酬の割合の決定方針を含む）

イ. 業績連動報酬等は、基本賞与及び業績賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

ロ. 基本賞与は、月額報酬の3か月を基準として0～6か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPI及び定性的目標の達成度、及び中長期的な企業価値向上への貢献度に基づいて算出し決定するものとする。

ハ. 業績賞与は、月額報酬の1か月を基準として0～2か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPIの達成度に基づいて算出し決定するものとする。

- 4) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

イ. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に付与する。

ロ. 譲渡制限付株式報酬は、月額報酬及び基本賞与基準額(月額報酬の3か月)の年総額の0～20%の範囲内とし、内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の職務範囲及び中長期的な企業価値向上への貢献度に基づいて算出し決定する。

ハ. 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間の間で取締役会が予め定める期間とする。

⑥ 取締役の報酬等の総額
当期における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	97 (8)	75 (8)	18 (-)	3 (-)	8 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	15 (15)	15 (15)	- (-)	- (-)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	4 (3)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117 (27)	95 (27)	18 (-)	3 (-)	12 (6)

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 上記には、第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名 (うち社外取締役1名) 及び監査役2名 (うち社外監査役1名) を含めています。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、その算出方法は「4) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当期における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 監査等委員である社外取締役寺原真希子氏は、第24回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任した後、監査等委員である社外取締役に就任したため、支給額と員数については、社外取締役在任期間分は社外取締役に、監査等委員である社外取締役在任期間分は監査等委員である社外取締役に含めて記載しております。
5. 監査等委員である社外取締役堀越直氏は、第24回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任した後、監査等委員である社外取締役に就任したため、支給額と員数については、社外監査役在任期間分は社外監査役に、監査等委員である社外取締役在任期間分は監査等委員である社外取締役に含めて記載しております。
6. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
7. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含めていません。

8. 持続的な企業価値の向上を実現するため、業績連動報酬等にかかる業績指標は、主に、基本賞与については、期初設定の売上高及び営業利益の達成度並びに前期からの売上高、営業利益及び1株当たり当期純利益の成長率、業績賞与については、期初設定の売上高、営業利益の達成度で構成されております。なお、売上高は達成度96.5%前期比10.6%増、営業利益は達成度92.2%前期比56.8%増、1株当たり当期純利益は前期比87.6%増となりました。
9. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の額は、2017年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。
監査役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
10. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。
また、同株主総会において、上記報酬等の枠内で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額40百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。
取締役（監査等委員）の報酬等の額は、同株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

⑦ 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	余 田 拓 郎	16/17回	—	—	主に経営学の研究及び大学教授としての見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、特にマーケティング及び品質管理について専門的な立場から監督、助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (常勤監査等委員)	堀 越 直	17/17回	4/4回	8/8回	主に企業財務・会計に関する豊富な経験・見識を活かし、取締役会においては、当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適性を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	寺原 真希子	17/17回	—	8/8回	主に弁護士としての専門的経験を活かし、取締役会においては、特にリスクマネジメント及びダイバーシティについて意見を述べており、専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適性を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	須 田 宏 一	12/12回	—	8/8回	主に長年にわたる大手通信事業者におけるソフトウェア開発に関する経験・見識を活かし、取締役会においては、当該視点から意見を述べており、専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適性を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
 上表は、移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会への出席状況を記載しております。
2. 須田宏一氏の取締役会出席回数は、2022年6月28日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	28百万円
非監査業務に基づく報酬	-百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改正することを決議いたしました。改正後の「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「ARMグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。
 - 2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
 - 3) 内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。
 - 4) 取締役会は、定期的に取り締り役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
 - 5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
 - 6) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取り締り役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
 - 7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
 - 2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

- ③ ARMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - 2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
 - 3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会及び監査等委員会において報告する。
 - 4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

- ④ ARMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - 2) 取締役会は、ARMグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - 4) ARMグループの事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、ARMグループの適切な会議体を設置し、開催する。
 - 5) 連結ベースの事業計画に基づき、ARMグループの予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - 6) ARMグループの経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

- ⑤ ARMグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1) ARMグループ各社は、ARMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - 2) ARMグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
 - 3) ARMグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、ARMグループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。ま

- た、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、ARMグループとして機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
- 4) ARMグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
 - 5) 内部監査部門は、ARMグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、ARMグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - 6) ARMグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - 7) ARMグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- 1) 実効的な監査等委員会監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査等委員会から要請された場合には、監査等委員会との協議により定めるものとする。
 - 2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事については監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑦ ARMグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) ARMグループ各社の取締役社長は、当社の監査等委員に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
 - 2) ARMグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社の監査等委員会に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
 - 3) ARMグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告、協議するものとする。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) A R Mグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査等委員と情報交換を行う。
 - 2) A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査等委員会に報告し、その職務に係る資料を開示する。
 - 3) A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、上記のほか、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるよう協力する。
- ⑨ 上記⑦を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ報告を行ったA R Mグループの取締役（監査等委員会である取締役を除く。）及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システムに関する基本方針」に基づく当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

監査等委員会設置会社に移行して取締役会の監督機能を強化するとともに、経営体制の一層の充実を図るため、取締役を5名（うち社外取締役3名）から8名（うち監査等委員である取締役3名を含む社外取締役4名）に増員しました。

当期において取締役会を17回開催し、経営戦略、事業計画、組織変更、主要人事等の重要事項の審議及び意思決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、執行役員制度の下、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲により業務執行の迅速化を図り、業務執行の状況については定期的に取締役会に報告しております。

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る会議資料や議事録等については、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

② 監査等委員会の職務執行

当期において、監査等委員会設置会社移行以前の監査役会を4回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を8回開催しました。

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画に従い、取締役会やその他必要に応じ重要な会議に出席するほか、稟議書閲覧等により業務執行状況を把握し、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査等委員会による取締役の職務執行の監査の実効性向上を図っております。

③ リスク管理体制

「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」においてリスクの管理体制及び報告のプロセス等を定め、当社が抱える各種リスクを統一的・組織的に管理する体制を整備しております。具体的には、「リスク管理委員会」（当期は2回開催）にて決定する年度活動計画に基づき、リスクマネジメントタスクフォースが全社的な視点からリスクの管理と評価を行い、リスク管理に関する重大な問題を認識した場合には、速やかに代表取締役社長に報告するとともに、遅滞なく取締役会にその旨を報告するものとし、リスク管理の状況について各事業年度に1回、取締役会に報告しております。

また、当社は巨大地震を想定し、安否確認サービスを利用した安否報告訓練を実施する等、従業員の状況を確認するとともに、事業継続管理の高度化を進めております。

④ コンプライアンス体制

「コンプライアンス管理規程」を制定し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守は当然のこととして、企業理念及び行動指針に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することを、取締役及び従業員に周知徹底しております。また、内部者取引防止等の研修を適宜実施してコンプライアンス強化に努めるとともに、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社内外に設置し、事案の早期把握と速やかな対応を図るとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。

⑤ 反社会的勢力排除に関する取り組み

「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力への対応方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

⑥ 内部監査体制

内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した代表取締役社長直下の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ARMグループの財務報告に係る内部統制評価、情報セキュリティ・個人情報保護及びリスク管理に関する内部監査を主な業務としており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人との連携を図ることにより、内部監査の効率的な実施に努めております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各期の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を高めるため、連結配当性向30～35%程度を念頭に安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、安定的な利益配当の実施という基本方針等を踏まえつつ、業績及び資金の状況を勘案し総合的に判断した結果、1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレートメッセージ及び経営理念

企業に未来基準の元気を！

私たちは、
人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
皆様と共に創り出します。

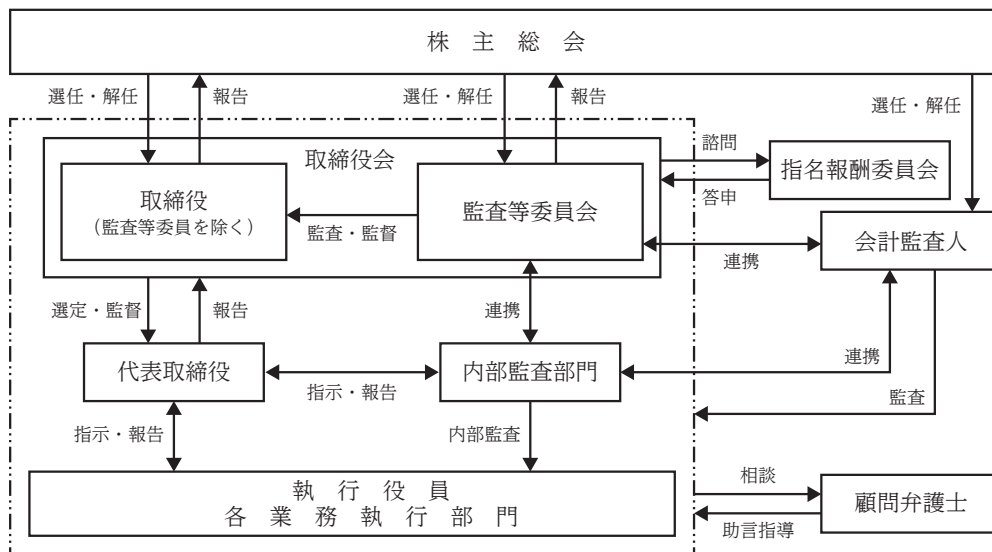
◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、その全員が独立社外取締役である監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化いたしました。また、従来より導入している執行役員制度の下、取締役5名と取締役の兼任も含めた執行役員9名の体制により、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図っております。今後につきましても、経営環境の変化に対応して企業統治の体制を整備するとともに、内部統制システム及びリスク管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,636,021	流 動 負 債	2,126,729
現金及び預金	1,266,951	短期借入金	170,000
売掛金	995,682	未払金	471,396
保険代理店勘定	227,089	未払法人税等	118,277
その他の	146,298	前受収益	719,964
固 定 資 産	3,324,860	保険料預り金	227,089
有形固定資産	169,267	リース債務	793
建物附属設備	139,793	賞与引当金	189,726
工具器具備品	26,254	役員賞与引当金	8,758
リース資産	3,219	その他の	220,723
無形固定資産	2,271,565	固 定 負 債	194,481
ソフトウェア	1,747,659	株式給付引当金	113,775
ソフトウェア仮勘定	510,102	リース債務	2,869
その他の	13,802	資産除去債務	77,836
投資その他の資産	884,027	負 債 合 計	2,321,210
投資有価証券	560,386	純 資 産 の 部	
敷金保証金	177,394	株 主 資 本	3,588,540
繰延税金資産	136,036	資本金	365,964
その他の	10,210	資本剰余金	317,554
資 産 合 計	5,960,881	利益剰余金	3,508,685
		自己株式	△603,663
		新 株 予 約 権	51,130
		純 資 産 合 計	3,639,671
		負 債 純 資 産 合 計	5,960,881

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,405,706
売上原価	1,810,525
売上総利益	4,595,180
販売費及び一般管理費	4,041,953
営業利益	553,227
営業外収益	
受取配当金	9,323
未払配当金除斥益	254
助成金収入	557
その他の	203
営業外費用	
支払利息	953
持分法による投資損失	27,828
その他の	42
経常利益	534,742
特別利益	
投資有価証券売却益	16,220
特別損失	
固定資産除却損	6
投資有価証券評価損	3,802
税金等調整前当期純利益	547,153
法人税、住民税及び事業税	185,405
法人税等調整額	△15,857
当期純利益	377,605
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	377,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,585,169	流 動 負 債	2,130,353
現金及び預金	1,210,962	短期借入金	170,000
売掛金	995,682	未払金	471,396
保険代理店勘定	227,089	未払費用	95,888
仕掛品	33,500	未払法人税等	117,411
貯蔵品	8,085	未払消費税等	85,836
前払費用	73,241	前受収益	719,964
未収入金	30,642	預り金	41,408
その他	5,964	保険料預り金	227,089
固 定 資 産	3,337,598	リース債務	793
有形固定資産	169,267	賞与引当金	187,715
建物附属設備	139,793	役員賞与引当金	8,758
工具器具備品	26,254	その他の	4,092
リース資産	3,219	固 定 負 債	194,481
無形固定資産	2,271,565	株式給付引当金	113,775
商標権	11,752	リース債務	2,869
ソフトウェア	1,747,659	資産除去債務	77,836
ソフトウェア仮勘定	510,102	負 債 合 計	2,324,834
その他	2,050	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	896,766	株 主 資 本	3,546,803
投資有価証券	560,386	資 本 金	365,964
関係会社株式	13,586	資 本 剰 余 金	327,462
敷金保証金	177,394	資本準備金	327,462
長期前払費用	10,200	利 益 剰 余 金	3,457,039
繰延税金資産	135,189	その他利益剰余金	3,457,039
その他	10	繰越利益剰余金	3,457,039
資 産 合 計	5,922,768	自 己 株 式	△603,663
		新 株 予 約 権	51,130
		純 資 産 合 計	3,597,933
		負 債 純 資 産 合 計	5,922,768

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,421,138
売上原価		1,810,525
売上総利益		4,610,612
販売費及び一般管理費		4,063,127
営業利益		547,484
営業外収益		
受取配当金	9,323	
未払配当金除斥益	254	
助成金収入	557	
その他の	203	10,337
営業外費用		
支払利息	953	
その他の	42	995
経常利益		556,827
特別損失		
固定資産除却損	6	
投資有価証券評価損	3,802	
関係会社株式売却損	4,000	7,808
税引前当期純利益		549,018
法人税、住民税及び事業税	184,030	
法人税等調整額	△15,943	168,086
当期純利益		380,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任
社員 公認会計士 小林 弘 幸
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 宮澤 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	小林 弘 幸
業務執行社員		
指定有限責任 社員	公認会計士	宮 澤 達 也
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 監査等委員会

常勤監査等委員 堀 越 直 ⑩

監査等委員 寺原真希子 ⑩

監査等委員 須田宏一 ⑩

(注) 1. 監査等委員全員は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年4月1日から2022年6月28日の定時株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

「健康経営銘柄2023」に選定されました

「健康経営優良法人(大規模法人部門)」「ホワイト500」も6年連続認定
中期経営計画の重点テーマの一つ「健康経営推進」を強化した結果、2年連続で「健康経営銘柄」に選定されました。
「ウェルビーイング市場におけるNo.1プラットフォーマー」の基盤構築に向けて、着実に成果があらわれています。



健康経営宣言

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントおよびそのグループ会社は、従業員が健やかに生活し元気に働き続けることが、従業員とその家族の永続的な幸福のための、そして会社の活力向上のための、もっとも重要な礎であると考えます。私たちはその実現に向けて全力で取り組み、より高みを目指して改善を続けることを宣言します。

そして従業員の健康と活力向上は、企業理念である「企業の元気を創り出す。」と、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」を私たち自らが体現すること、そしてお客様に提供する価値の向上にもつながると考えます。

従業員の「元気」を通じて、人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」をみなさまと共に創り出してまいります。



【健康経営推進体制】

株主総会会場ご案内図



会場

八芳園 本館2階「サンライト」

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 03-3443-3111



交通

東京メトロ南北線 } 白金台駅下車 **2番出口** より徒歩1分
都営地下鉄三田線

八芳園
本館2階「サンライト」



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント